

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉法人が運営する社会福祉施設の指導監査結果

2. 文書指導事項の概要

(1) 社会福祉法人

法人名	監査対象	指導監査種別	指導監査年月日	文書指導事項の内容	改善状況
(福) 旭川春光会	法人運営	特別監査	令和6年11月18日 ～ 令和7年2月17日	<p>(1) 文書指導内容</p> <p>不適正な経理事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程に基づいた適正な会計処理を行い、会計責任者等はその内容を精査すること。 ・ 現金を適切に管理する体制を早急に構築すること。 <p>不適正な役職員の任命</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計・経理関係の役員を適切に任命しなおし、会計・経理機能及び内部牽制機能を確保した組織体制とすること。 <p>会計・会計経理体制の形骸化、内部牽制機能の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数職員による確認・記録を徹底し、内部牽制機能を確保すること。 <p>不十分な内部監査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳正かつ実効性のある監事監査を実施すること。必要に応じ外部の専門家のチェックや支援を受けること。 <p>不十分な組織運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の組織運営体制の改善を図ること。 ・ 法令順守（コンプライアンス）体制の確立に早急に取り組むこと。 ・ 法人内の各種規程について、全役員に周知し、順守させること。 <p>被害の回復について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適切に被害額全額の回復を図ること。 	改善済
(福) 旭川たいせつ福祉会	法人運営	特別監査	令和7年1月14日～ 令和7年3月12日	<p>(1) 文書指導内容</p> <p>不適正な経理事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程に基づいた適正な会計処理を行い、会計責任者等はその内容を精査すること。 <p>内部牽制機能の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数職員による確認・記録を徹底し、内部牽制機能を確保すること。 <p>不十分な内部監査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳正かつ実効性のある監事監査を実施すること。 <p>不十分な組織運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令順守（コンプライアンス）体制の確立に取り組むこと。 ・ 財務・経理を担うことのできる職員の育成に努めること。 <p>被害の回復について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適切に被害額全額の回復を図ること。 	改善済